

社団法人日本ロボット学会平成23年度新任役員選挙規程

2010年8月16日理事会制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本ロボット学会として移行認可後の最初の役員を選出するために必要な事項について定めるものとする。

(役員)

第2条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 5 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 6 会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 7 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。
- 8 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。
- 9 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 10 理事又は監事は、前1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第2章 細則

(選挙管理委員会)

第3条 役員選挙実施に必要な事務は、理事会の選出した3名よりなる選挙管理委員会が行う。3名の内訳は、委員長1名、その他の委員2名とする。委員長は互選により選任する。

(役員の数)

第4条 理事会は定款の定める範囲内で役員の数数を定める。

(投票)

第5条 投票は、正会員が郵送された所定投票用紙に所要事項を記入し返送することによって行う。

2 投票は、次の条件をすべて満たした場合に有効とする。

- (1) 賛成者数が全投票数の3/4を下回らないこと
- (2) 反対者数が正会員数の1/5を上回らないこと
- (3) 賛成者数が正会員数の1/5を下回らないこと

(理事会への報告)

第6条 選挙管理委員長は、投票結果をすみやかに理事会に報告しなければならない。報告は文書によってもよい。

(例外処理)

第7条 この規程および関連規定等に定めない事態が生じたとき、選挙管理委員会は関連する規定等の主旨を尊重して適切な処置をとることができる。ただし事前または事後に理事会へ報告しその了承を得なければならない。

(役員を選任)

第8条 本規定に従って正会員による選挙を行い、その結果を得てこれを総会に報告し最終選任の一連の手続きを以って、定款13条に定める役員を選任の手続きとする。

(正会員への報告)

第9条 理事会は、役員決定後すみやかに正会員に結果を報告しなければならない。報告は会誌・会報などの文書によってもよい。

(担当理事)

第10条 本規程に関し、選挙管理委員会の発足その他について主に庶務担当理事が発議の任に当たる。

附 則

(効力)

本規程は、2010年度8月16日より実施する。

2 本規程は、整備法第45条に基づく移行認可後の最初の役員を選出する際に限り効力を有する。

本文章は「社団法人日本ロボット学会 平成23年度新任役員選挙規程」の正文であることを確認する。

2010年8月16日 署名

印